

審査基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第28条第3項第1号
処 分 の 概 要：質契約の終了行為者の承認
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>質屋営業法第4条第3項（営業内容の変更）</p> <p>第9条第2項（許可証の返納）</p> <p>第28条第6項（質置主の保護）</p> <p>質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）</p> <p>第10条（死亡の届出）</p> <p>第14条の2（許可証の返納）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>質契約を終了させるために必要な行為を行う者が、質置主の保護の観点から不適當でないと認められる者であるときに承認する。</p>
<p>標 準 処 理 期 間：</p> <p>25日</p>
<p>申 請 先：</p> <p>営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）又は生活安全第二課の窓口に提出してください。</p>
<p>問 い 合 わ せ 先：</p> <p>北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係 （電話011-251-0110）</p> <p>営業所を管轄する各方面本部生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））</p>
備 考：